

基発第0401006号
職発第0401015号
平成19年4月1日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

出稼労働者対策要綱の一部改正について

出稼労働者対策については、「出稼労働者対策要綱」並びに平成3年11月21日付け基発第658号「出稼労働者の労働条件確保対策の推進について」及び平成4年5月19日付け職発第341号「出稼労働者対策実施要領の改正について」等に基づき推進しているところであるが、今般、都道府県への補助事業である出稼労働者援護事業を平成18年度をもって廃止すること等に伴い出稼労働者対策を見直すこととしたことから、下記のとおり「出稼労働者対策要綱」の一部を改正するので遺漏なきを期されたい。

記

- 1 1 出稼労働者をめぐる問題中「専門的出稼労働者の増大等が考えられ」を「専門的出稼労働者も相当数見込まれ」に改める。
- 2 1 出稼労働者をめぐる問題中「出稼先での住環境の整備その他労働福祉面の向上」を「出稼先での住環境の整備その他雇用管理面の向上」に改める。
- 3 2 出稼労働者対策の基本方針中「出稼労働者の安定的な就労と福祉の促進を図ることを通じて」を「出稼労働者の安定的な就労を推進し」に改める。
- 4 2 出稼労働者対策の基本方針中「出稼労働者の送付・受入、援護対策」を「出稼労働者の送付・受入対策」に改める。
- 5 4 出稼労働者対策の内容中「安定した出稼就労を確保するための対策、就労先における労働条件の確保対策及び就労上の問題に対処するための援護対策」を「安定した出稼就労を確保するための対策及び就労先における労働条件の確保対策」に改める。
- 6 4 出稼労働者対策、(1) 地元就労の促進対策の内容中「農業者転職相談員による相談・援助活動」を「出稼労働者就労支援員による相談・援助活動」に改める。

- 7 4 出稼労働者対策、(2) 安定した出稼就労を確保するための対策、イ 送出対策中「また、安全講習会の開催等安全就労のための措置を講ずる。」を削る。
- 8 4 出稼労働者対策、(3) 就労先における労働条件の確保対策中「送出地においては安全講習会等を通じて」を「出稼就労希望者や出稼労働者に対する職業相談等の際に「出稼労働者手帳」やパンフレットを配布すること等により、」に改める。
- 9 4 出稼労働者対策、(3) 就労先における労働条件の確保対策、ホ 健康の確保中「必要に応じた就労前・雇入時等の健康診断」を「必要に応じた健康診断」に、「関係事業主に対して出稼労働者に着目した的確な健康管理対策が講じられるよう指導」を「出稼労働者に着目した的確な健康管理対策が講じられるよう関係事業主等に対して指導」に改める。
- 10 4 出稼労働者対策、(4) 就労上の問題に対処するための援護対策を削る。